

# うまい話にご用心 私たちは だまされない!



《詳細》地域生活課 ☎25-2380

## 消費者トラブルとは?

「契約」とは何か、皆さんはご存知でしょうか。例えば、私たち消費者が、路線バスに乗る、DVDを借りる、洋服を購入するなど、これらはすべて「契約」に当たります。この「契約」の中で、頼んだ商品が届かない、不当に高額な料金を請求されたなどの被害が発生していることがあり、これらを「消費者トラブル」と呼びます。

## 高齢者の不安につけ込む悪質商家

消費者トラブルの相談の多くは、高齢者です。悪質業者は、高齢者が感じている「お金」「健康」「話し相手」「住まい」などの不安を言葉巧みにあおり、つけ込んできます。

### ① お金の不安

「必ず儲かる」などと持ちかけ、金融商品などの契約を迫ろうとします。

### ② 健康の不安

「痛む足が治る」「血圧が下がる」「がんが治る」と言葉巧みに話しかけ、高額な健康食品や電気治療器などを購入させようとしています。

### ③ 話し相手の不安

「自分の話を聞いてくれる親切な人」と思わせ、次々と不当な契約をさせようとします。

### ④ 住まいの不安

「このままでは家が危ない」と不安をあおり、不必要なリフォームを迫ってきます。

## 消費者トラブルに遭わないために

まずは、悪質業者の手法を知るなど、普段からの心構えが大切です。消費生活センターでは、悪質業者の手法や消費者トラブルに遭わないための対処法などを、町内会・自治会の回覧などを通じて周知活動を行っています。

また、市民の皆さんが消費者トラブルに遭わないための注意情報を掲載した「身近に潜む、消費者トラブルにご用心」のチラシが、「広報むろらん9月号」に入っています。今一度、ご覧ください。

ひとりでも決めない! その場で決めない! 困ったときは相談を!

## 消費生活センター

事業者との契約に関する相談、商品やサービスについての相談を無料で受け付けています。相談する時に、契約書や申込書などの関係書類がある場合は、持参してください。

電話でも受け付けています。

場所 市役所本庁舎1階

受付時間 平日9時～17時

☎25-31000 ☎23-2133

## ■訪問販売

### お断りステッカー

訪問販売を断る意思表示として「訪問販売お断りステッカー」を玄関先に貼っておくことをお勧めします。これを無視して勧誘を行うことは、北海道の条例により禁止されています。

無用な訪問販売により高額な契約をさせられることを防ぐために、ぜひご利用ください。ステッカーは、消費生活センターで無料でお配りしています。

## ■出前講座

悪質商家の手法や消費者トラブルの内容、最近の相談事例やクーリング・オフの方法、消費者トラブルに遭わないための対策やアドバイスをする講座です。町内会、老人クラブ、学校、地域の集まりなど、少人数でもお受けします。

講座では、受講者参加型の寸劇を通して、実際にだまされる側の立場になって考えていただき、悪質商家の手法をDVDなどで分かりやすく説明します。気軽にお問い合わせください。

■土・日曜日、祝日に利用できる相談窓口

消費者ホットライン

(国民生活センター)

受付時間 10時～16時

(年末年始を除く)

☎188 (イヤヤ)

